



6月は環境月間です

環境基本法では、6月5日を「環境の日」と定めており、環境省では6月を「環境月間」としています。

地球温暖化対策や食品ロス削減、リサイクルの推進など、環境に配慮した行動を心掛けるよう、ご協力をお願いします。

行動の例

- ①節電やエコドライブなど省エネ行動に取り組み
- ②食材や食品の賞味期限や消費期限を手チェックする
- ③原材料がリサイクルされている商品を選ぶ

▼問い合わせ先 市民環境課 環境生係 (☎内線124)

クマの出没にご注意ください

市内の山のほとんどはクマの生息域です。クマがいるのは当然と思っ山に入りましょ。特に、悪天候の日や沢の音が大きい場所では、クマも人の気配



に気付かないこともありますので、注意が必要です。

山でクマと出合わないための注意点

- ・グループでの行動を基本とし、朝夕は山中に入らない
- ・山中では声を掛け合いながら行動する
- ・出没情報を農林課や警察署から確認し、危険な場所には近づかない
- ・鈴や笛、ラジオなど音の出るものを携帯し、クマに自分の存在を知らせる
- ・子グマの近くには必ず母グマがいるため、子グマを見たらそっと立ち去る
- ・山菜採りは周囲を確認しながら行い、足跡やふんを見つけたら引き返す

▼問い合わせ先 農林課 林業係 (☎内線338)

児童手当・特例給付の現況届について

令和4年度から児童手当・特例給付の現況届は原則不要になりました。

ただし、次に該当する受給者(毎年6月1日の状況が公簿などで確認できない人)は、引き続き現況届の提出が必要です。対象の受給者には現況届を送付

するので、必ず期間内に提出してください。

提出期間

- 6月3日(月)～7月1日(月)
- ▼現況届の提出が必要な受給者
- ・離婚協議中で、配偶者と別居している人
- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が大船渡市と異なる人
- ・支給要件児童の戸籍がない人
- ・その他、市から提出の案内があった人

▼その他 公務員の人は、勤務先へ確認してください。

▼問い合わせ先 子育て支援係 (☎内線195)

農地に関する手続きをお忘れなく

農地(登記地目によらず、実際に田・畑・果樹園などに使用、または使用できるよう管理している土地)は売買、贈与、賃貸借、改良、他の用途への転用、相続などの際に、農業委員会へ申請または届け出が必要です。手続きは忘れずに行ってください。

▼手続きの内容 ①農地を相続する場合 相続登記後に届け出

自動車税種別割の納期限は5月31日(金)です

自動車税種別割は、4月1日現在の自動車の所有者が納める県税です。

納税通知書は4月末に発送していますので、近くの金融機関、コンビニエンスストアから納めましょう。また、クレジットカードやスマートフォン決済アプリによる納付もできます。

▼問い合わせ先 沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター 県税室 (☎27・9912)

飲用水などの給水施設の整備に補助金を交付します

水道未普及区域において、給水施設を整備する地域住民組織または個人に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

▼補助対象 深井戸などにより水源を確保している、次のいずれかに該当する人

- ・生活の本拠として使用する住宅で、生活用水の確保が困難な人
- ・5年以内に水質検査を受け、飲用水として不適となった人



詳細は市ホームページをご覧ください

まちおしAWARD @大船渡コラム募集!!

まちの景色を生み出している「ひと」に焦点を当てたコラムを募集するとともに、受賞した人のさらなるスキルアップを後押しし活躍の場を提供します。

▼コラム募集期間 説明会以降～7月31日(水)

- ▼日時 6月29日(土)午前10時～正午
- ▼場所 市民文化会館(リアスホール)



ホームページ

農用区域からの除外(農振除外)手続きについて

農用区域内の土地を、やむを得ず農業以外の用途に転用したり造成したりする場合、事前に農用区域からの除外(農振除外)を行い、農地転用の許可を受ける必要があります。農振除外の手続きは農林課、農地転用の手続きは農業委員会です。※必ずしも除外や転用が許可されるとは限りません。

農振除外申請の受付期間

7月29日(月)～8月9日(金) ※平日午前8時30分～午後5時15分のみ受け付け

提出書類

- ①農用地利用計画の変更申出書
- ②事業計画書
- ③登記全部事項証明書(3カ月以内に取得したもの)
- ④公図の写し

- ⑤案内図(縮尺1500分の1～5000分の1程度の地図に申請地を表示したもの)
- ⑥転用目的に応じた図面(設計書、配置図など)
- ⑦隣接する農地所有者の同意書(任意様式可)
- ⑧抵当権者等利害関係者の同意書(任意様式可)
- ▶農振除外の許可要件=次の五つの要件を全て満たす場合に認められます。
 - ①代替えの土地が無い
 - ②周辺の土地利用への支障が無い
 - ③認定農業者・農業法人などの農業経営に支障が無い
 - ④土地改良施設への支障が無い
 - ⑤土地改良事業の完了から8年が経過している
- ▶申込先・農用区域の照会 農林課農政係(☎内線348)

- ▼内容 ①事業説明、②コラムニストによるトークセッション
- ▼参加料 無料
- ▼定員 約50人(先着順)
- ▼申込方法 電話またはホームページの申込画面から申し込みください。
- ▼申込締切日 6月14日(金)
- ▼申込先・問い合わせ先 キャッセン大船渡 (☎22・7910)

防潮堤利用ガイドラインを策定しました

これまで、大船渡駅周辺地区ではさまざまな活動が行われているほか、自然景観に調和するよう街並みを形成しています。



市ホームページ

防潮堤周辺の景観に、より細やかな配慮が求められるようになったため、住民や事業者が主体のまちづくりが円滑に進められるよう、利用上の条件などをまとめたガイドラインを策定しました。

今後、大船渡駅周辺地区の防潮堤を利用する場合は、利用する日の30日前までに、市へ大船渡駅周辺地区の防潮堤の利用に係る協議申出書」の提出が必

土砂災害警戒区域に関する調査を行います

県では、土砂災害警戒区域について、市内全域の斜面や沢などの現地調査を実施しています。調査員が皆さんの土地に立ち入って調査することがありますので、ご理解をお願いします。※調査員は、県発行の身分証明書を携帯しています。

▼期間 令和6年5月上旬～令和7年3月末

▼問い合わせ先 大船渡土木センター 河川港湾課 河川砂防・ダム管理チーム (☎27・9934)

越喜来診療所から臨時休診のお知らせ

都合により、5月31日(金)は休診します。 ※休診日は、患者輸送車も休止します。 ▼問い合わせ先 越喜来診療所(☎44・2103)